

広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 知事は、将来子供を産み育てることを望む小児，思春期・若年がん患者の経済的負担の軽減を図るため，妊孕性温存治療に要する費用の一部に対して，予算の範囲内において助成金を交付するものとし，その交付に関しては，広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）に規定するもののほか，この要綱の定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 健康保険法（大正11年法律第70号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に基づく医療保険制度による保険給付とならない（以下「医療保険適用外」という。），がん治療開始前の妊孕性温存治療（以下「温存治療」という。）に要する費用の一部を助成する。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は広島県とする。

（助成対象者）

第4条 この要綱による助成の対象となる者は，次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 温存治療開始日において，広島県内に住所を有し，年齢が40歳未満の者
- （2） 「小児，思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」（一般社団法人 日本癌治療学会 編）に基づき，がん治療により妊孕性が低下する，又は失うおそれがあると医師に診断された者
- （3） 広島県が別表に定める医療機関において温存治療を受けた者
- （4） 温存治療について，広島県不妊治療支援事業に基づく助成を受けていない者

（助成対象費用）

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は，精子，卵子，卵巣組織の採取及び凍結並びに受精卵の凍結に要する費用（初回の保存料を含む。）のうち医療保険適用外費用とする。ただし，入院費，入院時の食費等温存治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

なお，妊孕性温存治療医とがん治療医の同意が得られない場合は助成の対象としない。

（助成額）

第6条 温存治療に要した医療保険適用外費用の2分の1を男性は2万円，女性は20万円を上限として，一回を限度とし，助成する。

(申請)

第7条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、温存治療終了後、温存治療が終了した日の属する年度内に、広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成申請書（様式第1号）を、次の関係書類を付して知事に申請するものとする。ただし、温存治療が終了した日が3月1日から3月31日の場合に限り、翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）まで申請を行うことができるものとする。

- (1) 広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成申請に係る証明書（様式第2号及び3号）
- (2) 温存治療開始日に広島県に居住していたことを証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(助成決定及び支払い)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは助成決定通知書（様式第4号）により、適当と認めないときはその理由を記した助成不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(助成台帳)

第10条 知事は、助成決定の状況を明確にしておくため、様式第6号によるがん患者妊孕性温存治療費助成事業台帳を備え付け、適正に管理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日以後に開始した妊孕性温存治療に係る費用の助成から適用する。

別表

区 分	医療機関
未受精卵子, 胚 (受精卵), 卵巣組織	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子, 胚 (受精卵) および卵巣組織の凍結・保存に関する見解 (平成28年6月改定)」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関
精子	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関